

○経済産業省令第三十二号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月五日

経済産業大臣 世耕 弘成

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の二 機構の行う業務に係る通則法第二十八條第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十四 「略」</p> <p>十五 機構法第十五條第一項第十八号に規定する小規模企業共済事業に関する事項</p> <p>十六 機構法第十五條第一項第十九号に規定する中小企業倒産防止共済事業に関する事項</p> <p>十七 機構法第十五條第一項第二十号に規定する中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百四十七号)第十八條に規定する業務に関する事項</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条の二 機構の行う業務に係る通則法第二十八條第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十四 「略」</p> <p>十五 機構法第十五條第一項第十七号に規定する小規模企業共済事業に関する事項</p> <p>十六 機構法第十五條第一項第十八号に規定する中小企業倒産防止共済事業に関する事項</p> <p>十七 機構法第十五條第一項第十九号に規定する中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百四十七号)第十八條に規定する業務に関する事項</p>

十八 機構法第十五条第一項第二十一号に規定する官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第九条に規定する業務に関する事項

十九 機構法第十五条第一項第二十二号に規定する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号。以下「小規模事業者支援促進法」という。)第二十一条に規定する業務に関する事項

二十 機構法第十五条第一項第二十三号に規定する中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第十条第二項に規定する業務に関する事項

十八 機構法第十五条第一項第二十号に規定する官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第九条に規定する業務に関する事項

十九 機構法第十五条第一項第二十一号に規定する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号。以下「小規模事業者支援促進法」という。)第二十一条に規定する業務に関する事項

二十 機構法第十五条第一項第二十二号に規定する中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第十条第二項に規定する業務に関する事項

二十一 機構法第十五条第一項第二十四号に規定する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の普及に関する事項
二十二〜二十五 「略」

(区分経理の方法)

第十七条 「略」

2 「略」

3 小規模企業共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十八号に掲げる業務に関する取引を経理する給付経理、機構法第十五条第二項第八号に掲げる業務に関する取引を経理する融資経理及び機構法第六条第一項及び第二項の

二十一 機構法第十五条第一項第二十三号に規定する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の普及に関する事項
二十二〜二十五 「略」

(区分経理の方法)

第十七条 「略」

2 「略」

3 小規模企業共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十七号に掲げる業務に関する取引を経理する給付経理、機構法第十五条第二項第八号に掲げる業務に関する取引を経理する融資経理及び機構法第六条第一項及び第二項の

規定に基づき政府が出資した資本金であつて機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を經理する小規模共済業務等經理の各經理單位に区分しなければならぬ。

4 中小企業倒産防止共済勘定は、内訳として、
機構法第十五条第一項第十九号に掲げる業務に関する取引を經理する基金經理並びに機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であつて機構法第十八条第一項第五号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を經理する倒産防止共済業務等經理の各經理單位に区分しなければならぬ。

規定に基づき政府が出資した資本金であつて機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を經理する小規模共済業務等經理の各經理單位に区分しなければならぬ。

4 中小企業倒産防止共済勘定は、内訳として、
機構法第十五条第一項第十八号に掲げる業務に関する取引を經理する基金經理並びに機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であつて機構法第十八条第一項第五号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を經理する倒産防止共済業務等經理の各經理單位に区分しなければならぬ。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(中小企業信用保険法施行規則の一部改正)

第二条 中小企業信用保険法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(公害防止に要する費用)</p> <p>第八条 法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百</p>	<p>(公害防止に要する費用)</p> <p>第八条 法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用(法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百</p>

五十号)第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十條第一項に規定する労働力確保関連保証、中小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一十号)第五条の三第一項に規定する中小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十八条第一項に規定する地域

五十号)第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十條第一項に規定する労働力確保関連保証、中小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一十号)第五条の三第一項に規定する中小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十八条第一項に規定する地域

経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に
関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十
三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化
関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地
商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強
化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第一
項に規定する経営革新関連保証、同条第四項に
規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証及
び同条第七項に規定する経営力向上関連保証並
びに同法第三十五条第一項に規定する特定新技
術事業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備
法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第
一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業

経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に
関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十
三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化
関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地
商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強
化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第一
項に規定する経営革新関連保証、同条第四項に
規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証及
び同条第七項に規定する経営力向上関連保証並
びに同法第三十五条第一項に規定する特定新技
術事業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備
法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第
一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業

務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十三条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第七条第一項に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十条第一項に規定する地域産業資源活用事業関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促

務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十三条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第七条第一項に規定する特定研究開発等関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十条第一項に規定する地域産業資源活用事業関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促

進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）
第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十四条第一項に規

進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）
第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十四条第一項に規

定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証並びに生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的デジタル産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一〇四 [略]

定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一〇四 [略]

(エネルギー対策保険の対象費用)

第九条 法第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものは、別表第二に掲げる施設の設置の費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働

(エネルギー対策保険の対象費用)

第九条 法第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものは、別表第二に掲げる施設の設置の費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働

力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の
三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地
域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光
及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条
第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地
域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化に関する法律第十八条第一項に規定す
る地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活
性化に関する法律第五十三条第一項に規定する
中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三
項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連
保証、中小企業等経営強化法第十六条第一項に
規定する経営革新関連保証、同条第四項に規定

力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の
三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地
域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光
及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条
第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地
域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化に関する法律第十八条第一項に規定す
る地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活
性化に関する法律第五十三条第一項に規定する
中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三
項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連
保証、中小企業等経営強化法第十六条第一項に
規定する経営革新関連保証、同条第四項に規定

する異分野連携新事業分野開拓関連保証及び同
条第七項に規定する経営力向上関連保証並びに
同法第三十五条第一項に規定する特定新技術事
業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備法第
十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証
、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する
法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効
率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術
の高度化に関する法律第七条第一項に規定する
特定研究開発等関連保証、中小企業による地域
産業資源を活用した事業活動の促進に関する法
律第十条第一項に規定する地域産業資源活用事
業関連保証、中小企業における経営の承継の円

する異分野連携新事業分野開拓関連保証及び同
条第七項に規定する経営力向上関連保証並びに
同法第三十五条第一項に規定する特定新技術事
業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備法第
十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証
、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する
法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効
率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術
の高度化に関する法律第七条第一項に規定する
特定研究開発等関連保証、中小企業による地域
産業資源を活用した事業活動の促進に関する法
律第十条第一項に規定する地域産業資源活用事
業関連保証、中小企業における経営の承継の円

滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する農工商等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証、産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十

滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する農工商等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証、産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十

五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証並びに生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

（海外直接投資の事業に要する資金）

第十条 法第三条の七第一項に規定する海外直接

五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証並びに地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

（海外直接投資の事業に要する資金）

第十条 法第三条の七第一項に規定する海外直接

投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる資金（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝

投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる資金（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝

統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第三十五条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術

統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第三十五条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業のものづくり基盤技術

の高度化に関する法律第七条第一項に規定する
特定研究開発等関連保証、中小企業による地域
産業資源を活用した事業活動の促進に関する法
律第十条第一項に規定する地域産業資源活用事
業関連保証（同条第二項に規定する海外地域産
業資源活用事業関連保証を除く。）、中小企業
における経営の承継の円滑化に関する法律第十
三条第一項に規定する経営承継関連保証、商店
街の活性化のための地域住民の需要に応じた事
業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定
する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災
に対処するための特別の財政援助及び助成に関
する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本

の高度化に関する法律第七条第一項に規定する
特定研究開発等関連保証、中小企業による地域
産業資源を活用した事業活動の促進に関する法
律第十条第一項に規定する地域産業資源活用事
業関連保証（同条第二項に規定する海外地域産
業資源活用事業関連保証を除く。）、中小企業
における経営の承継の円滑化に関する法律第十
三条第一項に規定する経営承継関連保証、商店
街の活性化のための地域住民の需要に応じた事
業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定
する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災
に対処するための特別の財政援助及び助成に関
する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本

大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十
一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保
証、産業競争力強化法第五十四条第一項に規定
する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条
第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及
び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事
業再生関連保証、地域再生法第十七条の十六第
一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証
並びに生産性向上特別措置法第十六条第一項に
規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四
条第一項に規定する革新的データ産業活用関連
保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端
設備等導入関連保証に係る借入れに係るものを

大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十
一条第二項に規定する特定下請連携事業関連保
証、産業競争力強化法第五十四条第一項に規定
する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条
第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及
び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事
業再生関連保証並びに地域再生法第十七条の十
六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連
保証に係る借入れに係るものを除く。）とす
る。

除く。)とする。

一〇五 「略」

(新たな事業の開拓に要する費用)

第十一条 法第三条の八第一項に規定する新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、中小企業者による当該中小企業者の信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日(以下「申込日」という。)において、その商品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公

一〇五 「略」

(新たな事業の開拓に要する費用)

第十一条 法第三条の八第一項に規定する新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、中小企業者による当該中小企業者の信用保証協会に対する保証の委託の申込みの日(以下「申込日」という。)において、その商品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公

庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓
又は需要の開拓に要する次の各号に掲げる費用
（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法
第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に
対処するための特別の財政援助等に関する法律
第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小
企業における労働力の確保及び良好な雇用の機
会の創出のための雇用管理の改善の促進に関す
る法律第十条第一項に規定する労働力確保関連
保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に
規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能
等を活用した行事の実施による観光及び特定地
域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規

庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓
又は需要の開拓に要する次の各号に掲げる費用
（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法
第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に
対処するための特別の財政援助等に関する法律
第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小
企業における労働力の確保及び良好な雇用の機
会の創出のための雇用管理の改善の促進に関す
る法律第十条第一項に規定する労働力確保関連
保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に
規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能
等を活用した行事の実施による観光及び特定地
域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規

定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第

定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第

八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証並びに生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同

八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第二百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証並びに地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証に係る借入れに係るものを除く。)とする

法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入
関連保証に係る借入れに係るものを除く。）と
する。

一～四 「略」

一～四 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、生産性向上特別措置法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。